

Ⅱ 援護關係

1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限到来にあたっての対応について

制度の概要

- 先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、一定範囲の遺族※(子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上の生計関係を有していた甥、姪等)に対して、特別弔慰金を支給。
- 戦後70周年の特別弔慰金の請求期間は、平成27年4月1日から平成30年4月2日まで(3年間)。
※ 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成27年3月31日)」において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続の簡素化に努めるとともに、新たな受給権者の把握及び制度の周知等の請求漏れ防止策に努めること。」とされている。

請求期限到来にあたっての対応

- 一部の都道府県で裁定の遅れも見られたが、早期裁定の促進にご尽力いただき、受付件数の大半は裁定済。
※平成29年12月末現在、居住地都道府県における受付件数91.1万件、平成30年1月9日までの国債発行請求件数88.2万件
- (時効失権防止に向けた取組)
- 特別弔慰金は支給対象の範囲が広く、事前に最先順位の遺族を特定・把握することが困難なため、各種の広報等の実施が大変重要。
 - 各都道府県におかれては、請求期限までの間、引き続き、①広報誌等を用いた広報活動など、②厚生労働省から送付した未請求者リスト(前回の特別弔慰金受給者のうち未請求の者等)を活用した未請求者に対する個別の請求案内について、お願いいたします。

(参考)国の取組

- 平成29年 4月 国から都道府県に未請求者リストを送付し、市町村と連携の下、未請求者に対する個別の請求案内を依頼
また、都道府県及び市町村の広報誌等を用いた広報活動の積極的な実施を依頼
- 5月 政府広報(新聞広告(突出))
- 6月 政府広報(インターネット広告(ヤフーバナー))
- 8月 政府広報(視覚障害者用音声CD)
- 9月 新聞広告(記事下※全国紙5紙、ブロック紙3紙、地方紙70紙)
- 10月 都道府県及び市町村、郵便局等にポスター及びリーフレットを配布

(請求期間間際における相談対応、迅速な事務処理)

- 請求期限(平成30年4月2日)が迫っており、今後、多数の駆け込み相談や請求が予想される。
- 各都道府県におかれては、市町村との密接な連携の下、引き続き、①市町村から受給権の有無等に関する照会への対応などの円滑・適切な実施、②書類不備等により長期未処理となっている案件の迅速な処理について、ご協力をお願いいたします。

2. 遺骨収集等慰霊事業について

概要

(1) 遺骨収集事業

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が平成28年4月より施行され、同年5月に「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」が閣議決定された。
- 平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、平成29年度までに取得した戦没者の遺骨収集に必要な情報等をもとに遺骨収集を実施することとしている。
- また、同法に基づき指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施していく。

(2) 慰霊巡拝事業

- 旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の追悼式を実施。

依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい(2月中旬を目途に実施時期等を通知予定)。

3. 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

概要

- 旧ソ連地域等において収容した戦没者の遺骨について、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。
 - ➡ これまで関係遺族約12,600人に戦没者の遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。
うち約3,200人から申請、鑑定の結果1,094柱の遺骨の身元を特定。(平成29年12月末現在)
- 平成29年度から、沖縄10地域で収容された戦没者のご遺骨について、試行的な取組として、遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定の申請を募っているところ。申請のあった遺族については、ある程度戦没者のつながりが確認できる場合にはDNA鑑定を実施。
 - ➡ 約280件の申請を受付。順次申請遺族に鑑定キットを送付。(平成29年12月末現在)
- 「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」の専門家の意見を踏まえ、平成29年4月からDNA鑑定の対象となる遺骨について、歯に加えて、四肢骨も検体とすることとした。

連絡事項

- 遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。
- 平成29年度に遺骨収集を実施した埋葬地の関係遺族に対し、DNA鑑定の案内を平成30年度内に送付予定。

依頼事項

- 戦没者のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族調査を行うため、ご理解とご協力を賜りたい。
- 遺骨等の伝達について、都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達の7日前までに厚生労働省に連絡願いたい。

4. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

1 概要

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、関係者の高齢化等により維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助(1/2(上限25万円))を行っている。

2 連絡事項

平成30年度においても、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や、当該慰霊碑の建立地等に埋設等を行う場合等に、それらにかかる費用の1/2(上限25万円)を補助することを予定している。

3 依頼事項

平成30年度における補助金の交付要綱及び実施要綱は別途お示しする予定であるが、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

また、併せて管内の慰霊碑の状況把握に努めていただきたい。

5. 中国残留邦人等に対する支援策の実施

(1) 地域社会での支援の実施等

①中国残留邦人等の高齢化への対応

ア 中国残留邦人等の介護に係る環境整備(中国帰国者支援・交流センターで実施)

概 要

- 平成29年度より、全国7カ所に設置している中国帰国者支援・交流センターに介護支援コーディネーターを配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけを行う「中国残留邦人等語りかけボランティア」の募集・研修及び訪問の調整等や、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を実施している。
- なお、平成29年度は、まず支援・交流センター設置自治体において、語りかけボランティアの訪問を開始したところである。

依頼事項

- 語りかけボランティアの訪問については、順次、実施範囲を拡げることとしており、自治体への具体的な協力依頼内容等については追ってお知らせするが、中国残留邦人等への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の情報提供や介護サービス事業者等への周知について、ご協力をお願いしたい。また、ボランティアの応募希望等があった場合は、各中国帰国者支援・交流センターを案内していただくようお願いする。(※後段資料を参照)

イ 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、利用の際に不便が生じないよう関係機関と連携を図り、自立支援通訳の人材確保に努めていただきたい。

また、日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした高齢者向け「日本語交流サロン」、「二世の就労に資する日本語教室」の実施など、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた対応をお願いしたい。

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理局と連携を図り、優先的に住替えを行うなど良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

②支援・相談員の配置

都道府県・市区町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材の確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、平成30年度においても引き続き、地域のニーズ等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

③次世代継承事業

ア 証言映像収集・公開事業

中国残留邦人等の体験や労苦を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度より、厚生労働省において実施している。証言映像は、厚生労働省ホームページで公開するとともに、各中国帰国者支援・交流センターでDVDの貸し出しを行っており、中国残留邦人等の体験や労苦を次の世代に継承する取り組みや理解を深める普及啓発、地域の方々との交流や平和学習の機会等にご活用いただきたい。

また、平成30年度においても、事業を継続するので、証言者の推薦等のご協力をお願いしたい。

イ 戦後世代の語り部の育成

中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、戦後世代の語り部育成事業を実施している。平成30年度においても、研修生を募集し、事業を継続して実施するので、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

ウ 普及啓発事業(中国帰国者支援・交流センターで実施)

平成28年度から、地域に根ざしたきめ細かな普及啓発事業として、中国帰国者支援・交流センターが中心となり、ボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にした「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」を多地域で行うこととしているので、引き続き、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

④特定求職者雇用開発助成金制度の広報(中国残留邦人等二世の就労支援)

中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

(2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

概要

- 平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齢基礎年金等と支援給付の支給を実施している。
- さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(※)に対して支援給付に加えて配偶者支援金の支給を実施している。

※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

平成20年4月～(夫婦世帯)
老齢基礎年金等の支給
支援給付の支給

平成26年10月～(配偶者単身世帯)
配偶者支援金の支給
支援給付の支給

依頼事項

- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。

(3) 支援給付等施行事務監査

概要

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付等施行事務監査を実施しており、平成30年度も実施を予定している。
- 平成30年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせを予定している。

依頼事項

- 支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。



支援給付のしおり

中国残留邦人等の介護に係る環境整備（中国帰国者支援・交流センターに委託して実施）

中国残留邦人等は高齢化し、介護サービスの需要も年々増加しているが、言葉の問題や生活習慣の違いなどから、介護サービスの細かい内容について要望を伝えることができないことや、事業所職員や周りの利用者等とのコミュニケーションが取れないことなどにより、希望する介護サービスを受けられない等の状況にある。

これらの問題を解消するため、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

- 1 全国7ヶ所の中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特性を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置する。
- 2 介護事業所や中国残留邦人等の居宅を訪問し、中国語による語りかけを行うボランティアとして、同センターに「中国残留邦人等語りかけボランティア」を登録する仕組みを設ける。

（事業のイメージ）

中国帰国者支援・交流センター（全国7か所）

介護支援
コーディネーター

- ◎ 語りかけボランティアの募集・研修
- ◎ 中国残留邦人等のニーズとボランティアの希望を調整し訪問先・日程等を調整
- ◎ 支援・相談員への情報提供・助言、支援・相談員からの相談対応
- ◎ 管内介護事業所について中国語対応能力などの実態把握

登録

中国残留邦人等
語りかけボランティア

ボランティアの訪問先・日時等を
コーディネーターがマッチング

訪問

介護サービス利用に困難のある
中国残留邦人等



6. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査

概 要

- ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料については、平成3年以降、ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。
- シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約4万人(※)の個人を特定したところ。これに加え、平成27年4月以降、その他地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約1千人(※)の個人を特定したところ。(※平成29年12月末現在)
- 厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

(※) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

依頼事項

- 照合調査を行い、個人を特定できた方については、これまでと同様に、その記載内容を御遺族にお知らせしたいので、各都道府県におかれては、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続き御協力をお願いしたい。

平成30年度 援護関係予算案の概要

29年度予算

30年度予算案

261億17百万円



236億81百万円

1 援護年金等

104億36百万円



88億81百万円

2 遺骨収集事業等の推進

24億43百万円



23億80百万円

(1) 硫黄島遺骨収集事業

13億96百万円



13億72百万円

(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業

5億76百万円



7億19百万円

(3) 海外公文書館の資料収集

3億42百万円



63百万円

(4) 遺骨鑑定体制の強化

1億08百万円



1億93百万円

(5) 遺骨・遺留品伝達

21百万円



33百万円

3 戦没者慰霊事業等

5億75百万円



5億72百万円

(1) 全国戦没者追悼式挙行経費

1億51百万円



1億51百万円

(2) 慰霊巡拝等

4億24百万円



4億21百万円

29年度予算

30年度予算案

4 昭和館・しょうけい館事業	9億19百万円	→	6億44百万円
（1）昭和館	7億43百万円	→	4億67百万円
（2）しょうけい館	1億76百万円	→	1億77百万円
5 戦争の経験の次世代への継承（再掲）	31百万円	→	29百万円
（1）証言映像の収録（戦傷病者、中国残留邦人等）	13百万円	→	13百万円
（2）戦後世代の語り部の育成等	17百万円	→	16百万円
※昭和館、しょうけい館、中国帰国者支援・交流センター等で実施			
6 中国残留邦人等の援護等	107億70百万円	→	104億22百万円
（1）中国残留邦人等に対する支援等	105億62百万円	→	102億05百万円
（2）抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	160百万円	→	158百万円
（3）戦没者等援護関係資料の移管・整備	49百万円	→	60百万円

社会・援護局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項	所管課室	担当係	担当者	内線
I 社会関係				
1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について	生活困窮者自立支援室	相談支援係	安蒜	2879
	保護課	総務係	高橋	2824
2 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	地域福祉課	総務係	平田	2853
3 福祉・介護人材確保対策等について	福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	鈴木	2849
4 自殺対策の推進について	自殺対策推進室	企画調整係	氏家	2837
(参考)社会関係の予算について	書記室	経理係	杉渕	2805
II 援護関係				
1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限到来にあたっての対応について	援護・業務課	給付係	安永	3426
2 遺骨収集等慰霊事業について	事業課	庶務係	片岡	3452
3 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	事業課	調査第一係	青柳	3482
4 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	事業課	調査第二係	長谷川	3476
5 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	援護企画課 中国残留邦人等支援室	庶務係	徳永	3462
6 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	調査資料室	調査係	樋口	3455
(参考)援護関係の予算について	援護企画課	援護経理係	佐藤	3404